

## 決裁権限規程

(目的)

### 第1条

この規程は、公益財団法人日本イタリア会館における役員および職員の地位にある者が業務を遂行する上で、その責任の明確化および業務処理の円滑化を図ることを目的とする。

(決裁事項)

### 第2条

役職員が次の業務を起案し実行する場合には、稟議書を作成し、予め理事長、常務理事の決裁を経なければならない。

- (1) 理事会、評議員会、その他重要な会議の開催に関する事
- (2) 監督官庁に対する重要な許可および承認の申請並びに報告に関する事
- (3) 役職員の人事、賃金、労働条件に関する事
- (4) 語学講座講師の新規契約に関する事
- (5) 役職員の出張に関する事
- (6) 契約締結ならびに業務受委託に関する事
- (7) 取引金融機関の決定または変更に関する事
- (8) 予備費の使用に関する事
- (9) 寄附の受入、支出に関する事
- (10) 名義後援、協賛等許諾に関する事
- (11) 動産、不動産の賃貸借に関する事
- (12) 所有不動産の維持管理に関する事
- (13) 安全、衛生、防災管理に関する事
- (14) その他法人運営に関する重要事項に関する事

(報告事項)

### 第3条

役職員が次の事項を知り得た場合には、遅滞なく文書を作成し、理事長、常務理事に報告しなければならない。また、必要に応じて、理事長、常務理事に指示を仰がなければならない。

- (1) 役職員からの退職の申し入れに関する事
- (2) 役職員からの人事、賃金、労働条件等変更の申し入れに関する事
- (3) 語学講座講師からの契約解除、変更等の申し入れに関する事
- (4) テナントからの賃貸借契約解除、変更等の申し入れに関する事
- (5) 業務上発生したトラブルに関する事
- (6) その他法人運営に関して必要な事項に関する事

(理事長不在時の決裁)

### 第4条

理事長不在時で、緊急を要する業務は次のとおり対応することとする。

- (1) 緊急を要する業務で重要なものは、常務理事の決裁によって処理することができる。ただし、  
この場合においては、遅滞なく理事長の事後承認を得なければならない。
- (2) 緊急を要する業務で重要でないものは、事務長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、遅滞なく理事長、常務理事の事後承認を得なければならない。

(改 廃)

#### 第5条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月8日第11回理事会議決)

## 特定資産取扱規程

(目的)

### 第1条

この規程は、公益財団法人日本イタリア会館（以下、「当館」という）の特定資産の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

### 第2条

当館に次の特定資産を置く。

(1) 建物修繕資金

(建物修繕資金)

### 第3条

建物修繕資金は、財団所有建物の修繕費に充当する。

2. 建物修繕資金として、25,000千円積み立てる。

3. 次に該当するときに理事会の決議を経てその全て、または一部を取り崩すものとする。

(1) 長期修繕計画に基づいた建物の修繕を行うとき

(2) 業務遂行上、緊急に建物の修繕が必要となったとき

(特定資産の管理・運用)

### 第4条

特定資産の管理・運用は、元本が確実に回収でき、かつ、なるべく高い運用益が得られる方法で行うものとする。

(目的外の取崩し等)

### 第5条

第3条の特定資産の取り崩しに関する規定にかかわらず、当館の運営上やむを得ない理由で目的外の取り崩しを行う場合には、理事長は、取り崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。

(改廃)

### 第6条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

## 印章取扱規程

### (目的)

#### 第1条

この規程は、公益財団法人日本イタリア会館において使用する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義及び種類)

#### 第2条

この規程の印章とは、業務上作成された文書等及び金融機関等との取引等に使用される印で、その印を押すことにより当該文書等が真正なものであることを確認することを目的とし、印章の種類は次のとおりとする。

- (1) 理事長実印（理事長の「代表理事の印」として印鑑登録済の印）
- (2) 理事長銀行印（銀行等金融機関届出の印）
- (3) 会館角印（請求書、見積書、納品書等に使用する印）

### (印影)

#### 第3条

印章は、次のとおりとする。

理事長実印	理事長銀行印	会館角印

### (作成等)

#### 第4条

印章の作成、改刻及び廃止の必要を生じた場合は、理事長の承認を要するものとする。

### (管理)

#### 第5条

印章を管理する者（以下「印章管理責任者」）は事務長とする。

2 印章管理責任者は、印章が不正に使用されないことがないように、印章は常に堅固な容器に納め、執務時間外、勤務を要しない日及び休日にあつては、これを施錠しなければならない。

3 印章管理責任者は、必要あると認めるときは、職員のうちから印章取扱者を指定することができる。

4 前項の印章取扱者を指定したときは、印章管理責任者は速やかに、理事長にその旨を報告しなければならない。

#### (事故報告)

#### 第6条

第2条に規定する印章について、盗難、紛失等の事故があったときは、印章管理責任者は、直ちに、当該印章の種類、事故の内容、その他必要な事項を理事長に報告しなければならない。当該印章について、偽造、不正使用等の事故があったときも、同様とする。

#### (使用)

#### 第7条

印章の押印を受けようとする者は、当該文書を添えて印章管理責任者又は印章取扱者に提出し、その押印を請求するものとする。

2 印章を押印するときは、印章使用簿に必要な事項を記入し、その用途を明瞭にしておかなければならない。

#### (査閲)

#### 第8条

第2条第1号に定める理事長実印については、理事長は月に1度、印章使用簿を査閲するものとする。

#### (改廃)

#### 第9条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年3月8日第11回理事会議決)

# 理事の職務権限規程

## 第1章 総則

(目的)

### 第1条

この規程は、公益財団法人日本イタリア会館（以下「この法人」という。）の定款の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

### 第2条

理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

## 第2章 理事の職務権限

(理事)

### 第3条

理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長および常務理事の数)

### 第4条

理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

(代表理事および業務執行理事)

### 第5条

前条の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第1号の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事長)

### 第6条

理事長の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(常務理事)

### 第7条

常務理事の職務権限は、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

## 第3章 補則

(細則)

## 第8条

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

## 第9条

この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

第2回評議員会 平成26年3月26日改正 即日施行 (定款変更に準ずるもの)

## 顧問に関する規程

### 1. 目的

顧問の委嘱条件に関しては、この規程の定めるところによる。

### 2. 基準

当財団は業務の必要に応じ、役員経験者または学識経験者などに顧問を委嘱する。

### 3. 選任および解任

顧問の選任および解任は、理事会において決議するものとする。(定款第 28 条第 3 項)

### 4. 任期

顧問の任期は 4 年間とする。ただし、重任は妨げないものとする。

### 5. 任務

- (1) 理事長の相談に応じること。(定款第 28 条第 2 項の 1)
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。  
(定款第 28 条第 2 項の 2)

### 6. 報酬等

顧問は、無報酬とする。顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。(定款第 28 条第 4 項)

### 7. その他

顧問は非常勤とする。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

公益財団法人日本イタリア会館



## 役員及び評議員の報酬ならびに費用に関する規程

第1条 役員及び評議員は無報酬とする。

第2条 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13項で定める報酬、賞与其他役員及び評議員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんは問わない。

第3条 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費は支給し、報酬とは明確に区分するものとする。

第4条 役員及び評議員が理事長よりセミナー、講演会、語学等の講師、翻訳通訳、原稿執筆等を個別に委嘱された場合は、その役務に応じて講師謝金、翻訳通訳謝金、執筆謝金を支給し、報酬とは明確に区分するものとする。

以上